

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社 広島銀行
住所	広島市中区紙屋町1丁目3番8号
計画期間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日
報告対象期間	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日
基準日	平成 25 年 3 月 末日

1 事業の概要

銀行業

2 特定自動車に係る温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置の実施状況等

(1) 報告対象期間末日 (平成 28 年 3 月末日) における特定自動車の保有状況

事業所所在地 (市町名)	市町別 事業所数 (箇所数)	ガソリン				軽油			その他				計
		中・ 大型 自動車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自 動 車	中・ 大型 自動車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	中・ 大型 自動車	普 通 自 動 車	小 型 自 動 車	軽 自 動 車	
広島市	57	0	3	9	62	0	3	5		3			85
福山市	18	0	1	1	35	0	0	0		1			38
呉市	10	0	0	2	13	0	0	0					15
東広島市	9	0	2	1	20	0	0	0					23
尾道市	8	0	0	0	9	0	0	0					9
三原市	5	0	0	0	5	0	0	0					5
廿日市市	4	0	0	0	7	0	0	0					7
安芸高田市	3	0	0	0	5	0	0	0					5
三次市	3	0	0	0	5	0	0	0					5
江田島市	2	0	0	0	5	0	0	0					5
庄原市	2	0	0	0	8	0	0	0					8
大竹市	2	0	0	0	0	0	0	0					
府中市	2	0	0	0	2	0	0	0					2
竹原市	1	0	0	0	4	0	0	0					4
その他県内	9	0	1	1	23	0	0	0					25
() 書きは内数で広島市分 合計	()	(3)	(9)	(62)	()	(3)	(5)	()	(3)	()	()	()	(85)
		7	14	203		3	5		4				236

※ 県条例に基づき県へ提出する場合、軽自動車の記載は不要ですが、記載することもできます。
ただし、①広島市条例に基づき市に提出する場合、②広島市分と広島市外(県内)分の計画を併せて策定する場合は、広島市分の軽自動車の記載が必要です。

(2) 低公害車等の導入に関する実績 (各年度とも年度末日における台数)

(ディーゼル自動車の排出ガス低減措置等の装着に係る事項を含む)

種 別		低公害車等の使用台数 ()内は内数で広島市分									
		基準日 (H25.3.末)	平成 25 年度			平成 26 年度			平成 27 年度		
			目標	実績	純増	目標	実績	純増	目標	実績	純増
低公害車	CNG (天然ガス) 自動車	() 2	() 2	() 2	() 0	() 2	() 1	() -1	() 2	() 0	() -2
	電気自動車	(1) 1	(1) 1	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(1) 1	(0) 0	(1) 1	(1) 1	(0) 0
	ハイブリッド自動車	(1) 2	(1) 2	(1) 2	(0) 0	(1) 2	(1) 2	(0) 0	(1) 2	(2) 3	(1) 1
	メタノール自動車	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0
	低燃費かつ低排出ガス認定車	(200) 491	(201) 493	(205) 495	(5) 4	(202) 495	(206) 497	(6) 6	(203) 497	(74) 219	-(126) -272
	次世代低公害車 (燃料電池自動車等)	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0
その他環境配慮車	ディーゼル自動車 低排出ガス認定車	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0
	ディーゼル自動車 DPF装置等装着車	() 0	() 0	(2) 3	(2) 3	() 0	(7) 7	(7) 7	() 0	(8) 8	(8) 8
	LPG (液化石油ガス) 自動車	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0
低公害車等の計		(202) 496	(203) 498	(209) 503	(7) 7	(204) 500	(215) 508	(13) 12	(205) 502	(85) 231	-(117) -265
総台数		(212) 542	(220) 547	(222) 548	(225) 554						
低公害車等の導入率		(95.3%) 91.5%	(95.0%) 92.0%	(96.8%) 92.7%	(37.8%) 41.7%						

- ※1 「低公害車」とは、地球温暖化防止、大気汚染防止の観点から国が定めた車である。
- ※2 「その他環境配慮車」とは、環境への配慮において「低公害車」に準ずるものである。
- ※3 「低燃費かつ低排出ガス認定車」とは、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準早期達成車で、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定車のことである。
- ※4 純増欄には、基準日に対する増加台数を記入する。(実績値)

(3) 自動車の使用抑制等の実施状況 (広島県条例では「自動車の使用合理化」)

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。
該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

<input type="checkbox"/> 配送ルートの見直しを行うことにより、走行量の削減や車両の小型化を図る。 <input type="checkbox"/> 車両の大型化によって積載効率の向上を図り、車両台数を縮減させる。 <input type="checkbox"/> 輸送効率の悪い路線の見直しを図る。 <input checked="" type="checkbox"/> 余剰車両の減車に努める。 <input checked="" type="checkbox"/> 近隣等への移動は、公共交通機関や自転車の利用促進を行い、車両走行量の削減を図る。 <input checked="" type="checkbox"/> 自動車の共同利用を図り、効率的な自動車の活用を図る。 <input type="checkbox"/> 共同配送による1車当りの積載率の向上を図る。 <input type="checkbox"/> その他 []
--

(4) 自動車の点検・整備の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- 車両点検・整備マニュアルを作成し、適正な整備を行う。
- 定期的にタイヤの空気圧をチェックし、適正圧を維持する。
- 定期的なエンジンオイルの交換、エアクリーナーの清掃等を実施する。
- 車両整備マニュアルを定め、管理責任者から従業員に対して周知・徹底を行う。
- 車両に乗る際には、適正なタイヤ空気圧であることを確認する。
- その他

(5) 自動車の燃料抑制のための運転の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- 全従業員に対して、エコドライブの徹底を周知する。
(発進時のふんわりアクセル、加減速の少ない運転、停車する時の早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、エアコンの使用は控えめに、道路交通情報の活用、不要な荷物は積まない、こまめなタイヤ空気圧のチェック等)
- エコドライブの実施状況について、運転者に記録を義務付ける。
- エコドライブの実行に関する管理責任者を設置する。
- 急発進・急加速を行わないように注意し、交通状況に応じた定速走行を行う。
- 交通状況に応じて定速走行を行う。
- その他

(6) 運転に関する従業員教育の実施状況

計画に対する取組の実施状況について、該当する項目に☑を付けてください。

該当する項目以外の内容があればその他欄に記入してください。

- 適正な点検・整備に関する研修会を開催し、従業員に周知・徹底を行う。
- エコドライブに関する研修を実施し、従業員に周知・徹底を行う。
- 所属長が、運転者のエコドライブをチェックする体制を設ける。
- アイドリングストップの義務付けについて、徹底を図る。
- 燃費向上の走行を実施しているドライバーを優良ドライバーとして社内で表彰する。
- 燃費向上の走行を実施している営業所等を社内で表彰する。
- 定期的に各車両の燃料消費率を集計し、職場内で公表を行い従業員の意識高揚を図る。
- その他 (エコドライブマニュアルを全部店に配布し、周知・徹底を図る)

(7) その他、独自に取組んだ事項があれば記載してください。